

岩手県社会福祉協議会

共済事業の しおり

令和6年度 事業案内



社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

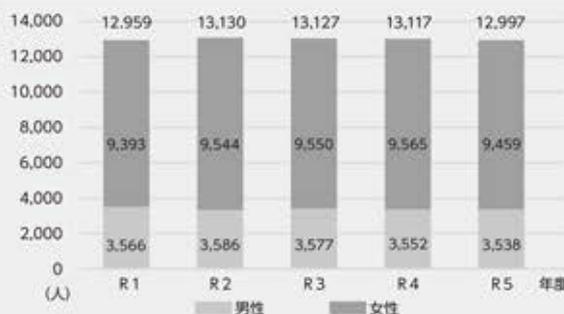
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

TEL: 019-637-4493 FAX: 019-637-4255

県社協共済事業の概要

令和6年3月31日現在

加入状況の推移



退会共済金支給状況の推移



資産の内訳

信託預金(※)は運用を三菱UFJ信託銀行に委託



令和5年度収支決算

《収入の部》		(単位: 千円)
会費収入	1,822,087	
受取利息(普通預金)	16	
退職共済事業管理資産取崩収入	1,692,116	
合計	3,514,219	
《支出の部》		(単位: 千円)
退会共済金給付	1,664,535	
慶弔見舞金給付	6,400	
運営費	21,181	
退職共済管理資産支出	1,819,795	
合計	3,511,911	

積立金と責任準備金率

(単位: 百万円)

年度	積立金	責任準備金	責任準備金率		
			実績	目標	差異
R1	14,097	19,758	71.35%	76.0%	-4.65
R2	15,192	20,232	75.09%	76.0%	-0.91
R3	16,116	20,956	76.90%	77.0%	-0.10
R4	16,150	21,584	74.82%	77.0%	-2.18
R5	18,077	21,922	82.46%	78.0%	4.46

※ 積立金には未収金を含む
 ※ 将来の給付のために現時点で保有すべき資産に対する積立率

運用利回り

年度	総合利回り (%)	
	3資産バランス運用	バップ運用
R1	0.12	-
R2	6.79	-
R3	2.19	4.42
R4	-4.14	-0.15
R5	8.93	17.16

外部委託ファンド運用実績 —3資産バランス運用—

	簿価	組入比率	時価	組入比率	評価損益	損益率	実現損益	未収収益増減 (対前期末)	評価損益増減 (対前期末)	総合損益
国債債券	2,153.8	30.9%	2,119.9	29.0%	-33.9	-1.6%	-9.3	0.4	-35.5	-44.4
国内株式	982.3	14.1%	1,133.5	15.5%	151.2	15.4%	237.3	0.7	100.4	338.3
J-REIT	611.4	8.8%	628.8	8.6%	17.4	2.8%	-3.5	0.0	31.7	28.1
外国債券	1,872.5	26.9%	1,952.7	26.7%	80.1	4.3%	-58.9	7.3	110.2	58.6
外国株式	760.6	10.9%	892.5	12.2%	131.9	17.3%	107.6	0.0	116.8	224.3
短期金融資産	591.5	8.5%	591.5	8.1%	0.0	0.0%	-0.6	0.0	0.0	-0.6
信託報酬	-	-	-	-	-	-	-22.9	-	-	-22.9
合計	6,972.1	100.0%	7,318.8	100.0%	346.8	5.0%	249.5	8.4	323.6	581.4

(報酬控除前)

実現利回り		総合利回り		修正
実現損益	利回り	総合損益	利回り	総合利回り
272.4	4.05%	604.3	8.99%	8.93%

財政再建計画について

当共済事業の財政運営の健全化を図るため、共済事業運営委員会で検討を重ね、共済契約者及び会員（職員）の意向を聴取した上で、共済事業規程に基づき、会費の引上げを主な内容とする「積立水準回復計画」を策定し、平成27年4月から実施しています。

積立水準回復計画

1 会費の引上げ

負担区分	平成27年6月分まで	平成27年7月分から
会員（会費）	1000分の25	1000分の28.75
事業主（事業主負担額）	1000分の25	1000分の28.75
計	1000分の50	1000分の57.50

2 給付事業等の見直し

(1) 平成27年4月から減額及び廃止した事業

会員及び会員の配偶者が死亡した場合の死亡弔慰金

● 会員が死亡した場合 ⇒ 改定前：加入年数に応じて30,000円～300,000円
改定後：一律30,000円

● 会員の配偶者が死亡した場合 ⇒ 廃止

(2) 平成28年3月31日をもって廃止した事業

健康管理助成金

生活資金融資事業

3 資産運用と経費の節減

(1) 資産運用

運用リスクをできる限り回避するため、国内債券、国内株式、外国債券及びキャッシュの各資産への組入比率を管理し、目標運用利回り3%の達成に努めます。

(2) 経費節減

運営事務費の節減に努めます。

4 計画の期間

金融機関が数理計算により算出した積立不足額を償却するまでの予定償却期間を計画期間とし、平成27年度から令和31年度までの35年間とします。

5 計画の定期検証

積立水準回復計画の実施状況は、毎年度末における責任準備金率と「金融機関による収支予測計算の結果」の積立比率を比較し、検証します。

6 計画の変更

定期検証の結果、責任準備金率が順調に回復しないと判断された場合は、会費・事業主負担額を1000分の57.50から1000分の60に引上げます。

また、積立不足額が解消した場合は、会費・事業主負担額を1000分の50に戻します。

よくあるご質問

Q 給付金は申請してからどのくらいで支給されますか？

A 毎月8日までに受付した申請に対する給付金は、通常の場合、その月末日までに県社協から事業主へ送金し、事業主から会員へ支給されます。

Q 転職して別の施設で再び加入することになった場合、前の施設からの加入期間を継続することはできますか？

A 前の事業所を退職した日と、次の事業所において共済に加入する日との間に1日も空白がない場合は、継続することができます。